

# 再任用・再雇用職員・非常勤教員部ニュース

NO. 300  
2017.6.10

東京都公立学校教職員組合（東京教組）

再任用・再雇用職員・非常勤教員部

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2 2F

TEL. 03-5276-1311 FAX. 03-5276-1312

## 夏季一時金 2.125 月分を 6 月 30 日に

夏期一時金（夏のボーナス）について、東京教組は、5月15日に「夏季一時金要求書」「一時金の支給対象・割合・加算制度の改善要求書」「夏季休暇の改善要求書」を都教委に提出し、都労連とともに夏季一時金の改善を求めてきました。都側は、5月23日の交渉で最終回答を都労連に示し、夏季一時金闘争について一定の決着を見ました。

内容は、現行の条例、規則どおり、2.125月分（期末手当1.225月分・勤勉手当0.9月分）を、再任用職員は1.075月分（期末手当0.65月分・勤勉手当0.425月分）を、6月30日に支給するというものです。

### ○「支給対象・割合・加算制度」の要求には応えず、0回答

一方都側は、「対象・割合・加算制度」についての要求については要求に答えず、現行どおりとする回答となりました。「育児・介護」にかかる制度改正によって、「一時金にかかる除算期間」等については、若干の改善がありますが、直近3か年の改定分が全て「勤勉手当」となっていることで、不利益が拡大していることは否めません。

また、都労連が要求に掲げていた「臨時非常勤職員」に対する「一時金相当額の支給」についても、「現行どおり」とし、全く要求に応え用としませんでした。この課題については、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案」が4月13日に参議院本会議、5月11日に衆議院本会議で可決、成立しており、この中で「臨時非常勤職員の任用条件の厳格化とともに期末手当の支給を可能とする地方自治法の改正と給付に関する規定の整備」が盛り込まれました。都労連は、従来から「臨時非常勤職員の処遇改善」を喫緊の課題としており、2020年の法律の施行を待たず、早期の支給実現を求めています。

### ○退職金の削減について言及

回答の中で都側は、4月に発表された人事院による「退職金等にかかる民間調査」の結果と見解を引用し、「国家公務員の退職給付水準が民間を約80万円上回る状況が明らかとなり、人事院は官民均衡の観点から、見直しを行うことが適切であるとされている」と述べました。国家公務員の「退職金削減」がどのようなものになるかを踏まえつつ、東京都においても、「見直し＝削減」が行われることは、必至の情勢と言えます。

今後、再任用・再雇用・非常勤教員部は、本部とともに、「人事院勧告」「東京都人事委員会勧告」に向けて日教組・公務労協に結集し、全国の仲間と連帯して「要求実現」を目指して闘います。皆さん、ともに頑張りましょう！

## 道徳の教科書を見に行こう！

### 各地で「特別の教科道徳」の教科書展示会始まる

指導要領改訂で「教科化」される「道徳」の教科書について、来年度から小学校で使用される教科書の展示会が、各地で始まっています。文科省は3月24日、検定結果を公表しましたが、報道によれば「国や郷土を愛する」「公共の精神」などの学習指導要領の精神を網羅しているか、イラストや写真など細部にまで指摘があったようです。そして検定に通るために、教科書会社は自ら規制し、いっそう指導要領に合わせた教科書へ作り変えていったようです。また、「中身だけでなく、文科省は教科書を使った授業のやり方にまで注文をつけた」（「朝日新聞」2017年3月25日）という指摘も重要です。教科書会社の多くは、文科省の「考え、議論する道徳科」への転換を意識した工夫をしています。その一つは、教員が指導しやすいように読み物の最初や最後に設問を入れていることですが、ある出版社は1・2年向けの教科書だけ、「指導の自主性を尊重したいという考えから」（編集者）、あえて設問を入れませんでした。しかし、それに対して、指導要領が定めた「問題解決的な学習について適切な配慮がされていない」という検定意見がつき、設問を挿入して検定合格とされました。ある編集者は「設問をあらかじめ示すことは、読み手の子どもに先入観を与え、読み方を規定することにつながりかねない。『考える道徳』に反しないか」（「朝日新聞」2017年3月25日）と指摘しています。東京教組は、6月6日の指示18号で「小学校教職員は、地区の教科書展示会に行き、意見を書く」ことを求めています。そして、「アンケートを書くための視点」として、以下の項目を上げています。

- ◎子どもの学年や年齢にふさわしい内容になっているか。
- ◎科学的な視点から誤りはないか。
- ◎型にはまった「心」や行動様式のおしつけはないか。
- ◎人権・平和・ジェンダーなどの視点で活用できる教材が扱われているか。
- ◎「問題解決的な学習」として載っている課題が一定の方向に誘導するものになっていないか。

小学校教職員は、多忙な勤務の中で、なかなか教科書展示会に行くことが難しい状況にあります。再任用・再雇用・非常勤教員部員が率先して「教科書展示会に行ってみよう」と声を上げ、一人でも多くの意見を教科書採択に反映させることが重要となっています。また、時間にゆとりのある方は、各地区で開催される「教育委員会の傍聴」にもとりくんでいきましょう。

#### ○各支部の皆さんへ～支部代表世話人選出のお願いと常任委員会のお知らせ～

東京教組から「要請2号」として、再任用・再雇用・非常勤教員部の2017年度代表世話人の選出をお願いしていますが、まだ、すべての支部での選出が終わっていません。代表世話人を構成員として、常任委員会を開催していますので、選出がまだの支部においては、部員同士で声を掛け合うなどして、代表世話人を選出してください。次回、7月の常任委員会は、7月12日（水）午後4時から、東京教組会議室で行います。

6月の 市民集会での発言をもとにまとめました。 前部長 水谷 辰夫

## 学校現場の長時間労働問題を考える

今年の1月「先生の7割 週60時間勤務」という記事が新聞に載りました。「週60時間勤務」というのは、教職員の1週間の決められた勤務時間は38.5時間。単純計算すると週21.5時間もの超過勤務を多くの教職員がこなしながら日々の教育実践をしている、ということです。週21.5時間の残業は、月4週間として、80時間を超過する時間外労働です。この数値は、東京教組「青年教職員は今」というアンケートの集計と重なります。東京都の若手の先生（教師）は、一日「平均残業時間4時間32分」週は22時間と40分。しかし青年教職員の実態には、続きがあります。「ほとんどの方が様々な理由で土日も出勤。それも4時間以上勤務が60%を超えている」のです。しっかり「仕事漬け」になっている先生たちの実態がこの数値に表れていると言えます。

どうしてこんなに「仕事漬け」となっているのか？そこには「給特法」というカラクリがあります。この法律は1970年ごろ、当時の超勤実態をもとに決められ「先生たちは持ち帰りの仕事もあるようなので、月4%の教職調整額を本給に繰り入れる代わりに労働基準法37条の適用除外」の労働者となっているのです。4%分の残業というと時間にして1日約20分間分に相当します。たったこれだけで、超過勤務すべてを「あとはチャラに」ということです。そのおまけに、土曜日から日曜日にも学校にやってくるという実態です。また、制定当時は当たり前だった「夏休みの自宅研修」も、なくなっています。

## どうして忙しいのか

中学校の先生では「部活」が大きな時間外の活動となってきたことは知られてきています。しかし、小学校でも同様です。朝早く7時にはやって来て、授業準備、プリント印刷、配布資料準備、実験用具の準備といった作業をしておかなければ間に合いません。なぜなら、前日の放課後には、出張や研究会・学校の校務分掌での会議や作業が入っていたため、勤務時間終了の4時45分までは「学校全体の仕事」を優先し、ほかの先生方に迷惑をかけないようにしなくてはならないからです。したがって、学級の仕事（一番の本務）は4時45分以降。ただし、これは当日全く空いている場合。ほとんどの教員は、勤務時間終了など忘れてしまっていて、そのまま学校の仕事（分掌業務・他校との連絡や学年の予定調整など）を淡々とこなします。

5時を回ったころ、出張からわざわざ学校に戻ってきた同じ教師を待って、行事や学習予定の調整など始まります。学級担任を持った教師が実質学級の仕事に取り掛かれるのは、勤務時間終了後2時間ほど過ぎたあたりでしょう。

## 忙しくさせたもの

こうした忙しさを形作ってきたものの一つは、「ゆとり教育」への反動からの「学力低下」論による「全国学力調査テスト」体制です。「学力調査」と称して、全国レベルでの学校で序列化を謀って、学校間の競争をあおりたて、保護者の不安を高め、動揺する教師たちに加重労働を強いてきました。「学力をつける」として、用意される練習用プリント・宿題、そのチェックのため、教師の仕事はどんどん増え続けていきます。これまでなされてきた「日記指導」などでの子どもたちの思いを知る作業は、どうしても後回しとなってしまい

ます。休み時間は、宿題プリントのチェックと忘れた子どもへの戒めとして「遊び禁止」と「宿題やり直し」指令を出すこととなります。

東京都では、「ベーシックドリル」に取り組みせ、不合格者には、新たな課題に取り組みせるシステムができています。

おまけに、いまでは「体力」も全国調査が行われ、体育の授業とは別に調査のために保護者ボランティアまで動員しての体力調査イベントが行われています。この後の調査の集計作業も教師の忙しさをさらに大きくしています。

## 慌ただしさの嵐を真正面から受けている子どもたち

教師とともにこの「忙しさ」の中で教育される子どもたちには、教師以上のストレスがかかっていると思います。「学級の誰かが登校できないでいる」。や「数人の授業エスケープ者からわかった、問題行動やいじめについて」など、はじめは、「放課後子どもたちが家に帰りつく前に、できるだけ早く親と連絡して」と管理職に要請されていますので、午後3時以降、職員室の電話は、担任教師や保健室対応では、養護教諭が順番を待っています。

ところが、電話はなかなかつながりません。

今、保護者との個人面談の機会がどんどん増えています。勤務時間終了後の午後5時以降、担任・一人だけでなく、時には管理職や生活指導担当者と一緒という場合もあります。

一方、保護者の方でも勤務時間がおそくなる業務の方もあり「午後7時から面談」といったことも多々あります。忙しさは、教師側だけでなく保護者の方にもあります。残業代を見越しての給与体系、時間給900円では、残業するしかない状況です。夕食を家族がそろって食べられる家庭がほとんどなくなっている社会の現実、この国の政治の在り方と深く関係しています。

つまり、生活格差の増大、貧困化社会です。教師となった人たちも、大学時代には「奨学金」という教育をかり、新規採用時から「返済」の責務を負っています。社会の成り立ちを考え、どのような人生、社会の構造に自分の意識を高めていくかと考える時間はどんどん減らされていきます。「組合、それって何？」といったように思うことすらできない仕組みができていないのでしょうか。

私たちの勤務の実態を自分たちだけで話題にしているのでは、一向に広がっていきません。教職員の勤務時間が問題にされている今こそ、私たちが、若い人たちや市民方たちと一緒に行動する中で、語りかけていくことが大事ではないでしょうか。

### 投稿原稿募集

当部会では、各地区の様子や現場での課題、教育に関する考察など、部員の皆さんからの投稿をお待ちしています。各地区からの生の声を掲載することで、部員相互の交流の場ともしたいと考えています。原稿は、ワード形式で東京教組のアドレス ([ttu@tokyokyouso.org](mailto:ttu@tokyokyouso.org)) まで、送ってください。お忙しいとは思いますが、よろしく願いいたします。